

●静岡大学 人文社会科学研究所臨床人間科学専攻

「対人援助職の倫理的・法的対応力の育成」の事例 <人社系>

具体的に何を実施し、何が困難であったのか

ケアのグローバル化という新たな状況のなかで「対人援助の開国」を見据え、多文化共生社会の実現に貢献できる対人援助職の養成をめざした。この課題で優れた研究成果をあげた学生も輩出できたが、少数にとどまり、学生全体の取り組みにすることができなかった。

苦労したこと、困難であったことの具体的な要因は何だったのか、それにより実施内容がどのような影響を受けていたのか

- ・外国人へのケアや外国人によるケアをすでに経験している医療や福祉施設等を学外実習施設として開拓できず、この分野での実践的教育を十分に展開できなかった。
- ・人口動態の圧力から「対人援助の開国」は不可避と見こしたが、リーマン・ショックや東日本大震災などによる影響から外国人労働者の減少があり、この課題に対する社会的関心の低下も影響した。

どのように対応し、そのような結果が得られたのか、また、その結果が望ましいものではなかった場合、あらかじめどのように対応していれば適切であったのか、どうすればより良い結果を導くことができたのか

本課題での医療福祉施設の訪問調査・実習や、コミュニケーション力を高める外国語（ポルトガル語、英語など）の補助教育などに、より多くの学生を参加させ、課題の重要性を認識させることができたなら、望ましい結果が得られたと思われる。